

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和4年12月現在)

品 目	区 分		代表的なもの の小売価格 (税込) ①	酒 税 額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)÷①
	容 量	アルコール分				
	ml	%	円	円	円	%
ビ ー ル	633	5.0	360	126.60	32.73	44.3
	350	5.0	230	70.00	20.91	39.5
発 泡 酒 (麦芽比率25%未満のもの)	350	5.5	181	46.99	16.45	35.1
その他の醸造酒 (発泡性)②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
リ キ ュ ー ル (発泡性)②	350	5.0	172	37.80	15.64	31.1
清 酒	1,800	15.0	2,170	198.00	197.27	18.2
果 実 酒	720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連続式蒸留焼酎	1,800	25.0	1,566	450.00	142.36	37.8
単式蒸留焼酎	1,800	25.0	2,012	450.00	182.91	31.5
ウ イ ス キ ー	700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

- (注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
- 2 その他の醸造酒(発泡性)②及びリキュール(発泡性)②とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。
- 3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品 目	年 度		平成 元 元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	令和 元 元	2	3	4
	昭和 45	55																	
ビ ー ル (大びん: 633ml)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5	44.3
清 酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8	18.2
連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9	37.8
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1	31.5
ウ イ ス キ ー (43度、700ml)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6	23.6

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。